

元の生活を返せ訴訟 第21回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第21回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第21回口頭弁論：1月23日（月）14：00から

同時開催：第21回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2017年1月23日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

第2 第21回口頭弁論の概要

1 原告

○準備書面（43）：放射性ヨウ素被ばくと甲状腺がんの現状

原告らは、いわき市民が合理的な「不安」を有し、平穩生活権を侵害されていることを主張してきた。しかし、被告東電は、この市民の「不安」を否定する。

これまで、原告らの不安の合理的な根拠を主張・立証してきたが、本書面において、放射性ヨウ素被ばくのおそれ、今後の甲状腺がん発症のおそれ（放射線被ばくによる健康被害のおそれ）を説明する。

○代表原告の陳述書の提出

これまで提出した原告のアンケート式陳述書等の結果に基づく、いわき市全体の被害の実体を踏まえ、全原告を代表して、40～50人程度の原告の陳述書の提出を予定している。その代表陳述書により、具体的な被害の詳細な実態も証明する予定です。

2 東電

○準備書面（15）：結果回避義務について

原告の主張を全面的に否定し、長期評価の公表後において、福島第一原発の敷地高を超える津波の発生の予見可能性を否定し、結果回避義務はなく、仮に当時の2008年津波試算に基づく措置をとっても、結果を回避できなかったと反論する。極めて自分本位の主張であり、万が一にも事故を起こしてはならないとの観点は全くない。

○準備書面（16）：原告準備書面（31）〔初期混乱期の精神的損害〕に対する反論

これは、原告の主張を全面的に否定するものであるが、中間指針を絶対視するものであり、また、初期混乱期に「県内避難所に避難した人数」にすぎない「1万5377人」を「自主避難者の全体数」と意図的に誤用して反論している。

3 国

準備書面は提出せず、責任論に関する意見書等の証拠のみを提出する。

4 第21回口頭弁論の進行

原告側からは、原告代理人1人が「原告準備書面（43）」に関する意見陳述を行います。

4 第22回法廷

2017年3月15日（水）

※開始時間は午後2時を予定しています。

以 上